

保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区	定義	2号認定（3歳以上児）無償化※		3号認定（3歳未満児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	所得割額税額 48,600円未満	0円	0円	5,800円	5,700円
		(0)円	(0)円	(2,900)円	(2,850)円
		<0>円	<0>円	<0>円	<0>円
第4階層	所得割額税額 57,700円未満	0円	0円	9,000円 (4,500)円 <0>円	8,800円 (4,400)円 <0>円
		(0)円	(0)円		
		<0>円	<0>円		
第4階層	所得割額税額 97,000円未満	0円	0円	<0>円	<0>円
		(0)円	(0)円		
		<0>円	<0>円		
第5階層	所得割額税額 169,000円未満	0円	0円	13,300円	13,100円
		(0)円	(0)円	(6,650)円	(6,550)円
		<0>円	<0>円	<0>円	<0>円
第6階層	所得割額税額 301,000円未満	0円	0円	18,300円	18,000円
		(0)円	(0)円	(9,150)円	(9,000)円
		<0>円	<0>円	<0>円	<0>円
第7階層	所得割額税額 301,000円以上	0円	0円	24,000円	23,600円
		(0)円	(0)円	(12,000)円	(11,800)円
		<0>円	<0>円	<0>円	<0>円

※ 全階層の満3歳以上児（令和4年4月1日時点の年齢）の保育料については、国の制度により無償となり、給食費についても市の独自施策として無料とする。

- この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。
- 第1階層を除き4月から8月分までの利用者負担金の額の算定にあつては前年度分の、9月から3月分までの利用者負担額の算定にあつては今年度分の市町村民税の額の区分とする。
- 1階層の生活保護世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2階層の市町村民税非課税世帯とは、所得割及び均等割が非課税の世帯をいう。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。
 - 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

[令和5年度]

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる者を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

区分	利用者負担額(月額)			
	2号認定(3歳以上児)無償化		3号認定(3歳未満児)	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層	0円	0円	4,800円	4,700円
第4階層 (市町村民税所得割課税額77,100円以下)	0円	0円	7,000円	6,800円

6 第3階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部, 知的障害児通園施設, 難聴幼児通園施設, 肢体不自由児施設通所部, 情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合を含む)において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の利用者負担額とする。ただし、児童の属する世帯が5に掲げる世帯の場合の第2階層から第4階層の第2欄については、5に掲げる利用者負担額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記6に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	利用者負担額表に定める額
イ 上記6に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	利用者負担額表×0.5 ※表の()内の額
ウ 上記6に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円 ※表の〈 〉内の額

(注) 10円未満の端数は切り捨て

- 7 上記6の表中の第1欄イに該当する児童が3歳未満児である場合は、6の表中の第2欄によって得た額から3千円を軽減した額を徴収金とする。ただし、徴収金の額が3千円に満たない場合には、当該徴収金の額を軽減するものとする。
- 8 年収約360万円未満(市町村民税所得割課税世帯77,100円以下)相当のひとり親世帯等につきましては、1人目の保育料を半額、2人目以降の保育料を無料とする。(年齢制限なし)
- 9 年収約360万円未満(市町村民税所得割課税世帯57,700円未満)相当の多子世帯につきましては、2人目の保育料を半額、3人目以降の保育料を無料とする。(年齢制限なし)
- 10 世帯年収約640万円未満(市町村民税所得割課税世帯169,000円未満)相当の多子世帯につきましては、2人目の3歳未満児の保育料を半額、3人目以降の3歳未満児の保育料を無料とする。(年齢制限なし)
- 11 第2階層(低所得者 市県民税非課税世帯)の3歳未満児の保育料を無料とする。

○保護者が現に養育している又は養育した子が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降の児童は保育園の保育料が申請に基づき免除されます。